

◆お申込み方法

現在、かかりつけの医師にご相談いただくか、訪問看護ステーションへ直接ご連絡ください

※訪問看護は各種保険制度及び障害者自立支援医療制度でサービスを受ける場合もかかりつけの医師の指示書が必要になります。

生活保護を受けている方も対象となります。

◆営業日・営業時間・休日

営業日	月・火・水・木・金曜日
営業時間	8時45分～17時45分
休日	土・日曜日・国民の祝日 夏季休暇（8月13日から15日を含む前後1週間） 年末年始の休日（12月29日から1月4日までの1週間）

社会福祉法人のうえい舎

精神科訪問看護ステーション くるみ へのお問い合わせは

〒275-0016 習志野市津田沼3-17-6シティハウス津田沼101

TEL 047-409-5353 まで



京成津田沼駅徒歩 15分

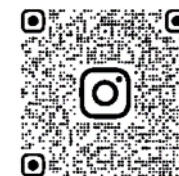
社会福祉法人 のうえい舎 精神科訪問看護ステーション

くるみ



ホームページ QR コード

Instagram QR コード



所在地：〒275-0016
習志野市津田沼 3-17-6
シティハウス津田沼101
TEL/FAX 047-409-5353

精神科訪問看護ステーションくるみ です。

私たち訪問スタッフは、ご自身が住み慣れた地域やご家庭で、自分らしく生きたい、安心して暮らしていきたいという思いを大切にしながらお一人お一人と健康のことや、生活についての工夫出来ることを、一緒に見つけていきたいと考えます。

また、そのご家族からの相談・医師や関係機関との連携や福祉サービス等の提供が行われるよう支援していきます。

◆訪問看護の内容

- ◇利用者の方々に合った日常生活の支援
- ◇身体管理をはじめ服薬確認や生活の見守り
- ◇家族や地域との調整
- ◇リハビリテーションなど

◆対象となる方及びご利用方法

- ◇自立支援医療の対象者、介護保険で介護認定を受けている方で、居宅において継続して医療を受ける状態である方
- ◇かかりつけの医師が必要と認めた方
 - ・利用者がかかりつけの医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、私どもスタッフが看護計画を作成し訪問看護を実施する。

◆ご利用いただける地域

◇習志野市内

◆ご利用回数

通常、週3日まで

訪問時間は1回につき、30分～50分です。

◆ご利用料金

保険種類	被保険者	負担割合
社会保険	本人・家族	3割負担
国民健康保険	本人・家族	3割負担
自立支援医療	本人	1割負担 (自己負担額の上限あり)
後期高齢者医療	本人	所得に応じて1～3割負担
介護保険	本人	所得に応じて1～3割負担

利用者の方が加入している保険の種類や公費負担により、上記のように自己負担割合が変わります。詳細についてはご相談ください。